保

保育行政の充実を! (日本共産党西条市議団

立の歴史を尊重しながら、行ってい とするのが全国的である。 手をつくり、土台をつくって民営化 施策としては、まず統合をし、受け を明言すべきではないか。一般的な の充実にはつながらない。このこと いる。4人に戻すべきではないか。が、現在は国の基準の6人となって くのが住民サービスの充実につなが るが、統合、民営化は真の保育行政 指定管理者制度が検討をされてい 士1人に対し45人であった 旧東予市では、1歳児は保育 公営、私

制度導入に当たり、直営か制度の導所の統合、民営化は、指定管理者の 際、すべての公の施設について検討、 入かの選択が問われているが、この 基準で配置するよう調整した。保育 識しており、合併に当たっても国の じゅうぶんに保育が実施されたと認 用されてきたが、これまでの体制で 立保育所では、この基準によって運 旧東予市を除く1市2町の公立、 歳児については、6人の園児に保育 基準として定められており、1、2 1人を配置することになっている。 園児の年齢によって国の最低 保育士1人当りの園児数は、 適切な対応をしたいと考え 私



高齢福祉

公共施設の使用料減免と 指定管理者制度導入を問う

題を抱えているところである。 か、トイレガ1つしかないなど、 2つしかない公認のものであり、多 くの人が訪れ、盛況を博している。 1 、駐車場及びごみの問題のほ 利用者が多いことから、芝 ウンドゴルフ場は、四国に 小松中央公園内にあるグラ (自民クラブ) 課

> 用が多いグラウンドゴルフ場を指定 ると思うが、65歳以上の高齢者の利

管理者制度の対象とすることについ

どのように考えているのか。

Ź

のはいかがなものか。 ら、市外在住の高齢者も無料とする わず無料となっているが、今日の厳 齢者の利用については、市内外を問 免条例の適用により、65歳以上の高 しい財政事情と受益者負担の原則か このような中、公共施設使用料減

かたがたの社会参加を促進し、地域て、高齢者、障害者、母子世帯等の 福祉の向上と公共施設の利用促進の 公共施設使用料減免条例は、 平成7年に旧西條市におい

> 現時点では減免対象者を市内在住者 高齢者や障害者等の社会参加を促進 条例が市内外を問わず、より多くの に限定する考えはない。 予防に資するメリットもあるので、 ひいては、高齢者の健康増進と介護 するという観点から制定されており、 ドゴルフ場もその対象施設であるが、

る者は、採算性をまず優先して考え 度の導入が容易であると思う。 上にもつながるため、指定管理者制 自主的な経営努力が発揮されやすく、 コスト面での効率化やサービスの向 しかし、指定管理者になろうとす 2 の管理運営に指定管理者の 有料施設のほうが公の施設

指定管理者制度に移行しても、討中である。 りはなく、現在、グラウンドゴルフ の施設については、すべて指定管理 者制度の検討対象とする方針に変わ | 限定されている施設以外の公| 特別な法によって管理主体が 制度導入について検

となる中で、指定管理者と西条市が免条例やその他の条例の縛りが前提 個別に協定を結び、全体を勘案しつ つ、利用料の設定をすることになる のと考えている

新市に引 農 業

農業の諸問題について問う

(リベラル西条

地棚田保全事業についての内容を問 農家の労力軽減と景観保全を図る里 大な労力が必要となってきている。 れた棚田の維持管理には、多中山間地域の急傾斜地に作ら

展させていく中では、担い手となる 減少等の中で、地域の水田農業を発 少、耕作放棄地の増加、また、農家の高齢化、 集落営農の狙いと効果を問う。 集団の育成が緊急の課題と考えるが、 耕地面積の 農家数の減

整備、棚田オーナー制度などの事業 簡易な区画整理、 くために、平成15年度に里地棚田保 管理活動を地域ぐるみで実施してい を行うものである。 全事業が創設され、農道の簡易整備、 産基盤整備や土地改良施設等の維持 耐久性畦畔、 水路

域住民の意向や取り組みを考慮しなが中山間地域であり、これからも地 がら、多面的機能の維持に努めて生 本市の全農家数の約26パーセント

業経営の効率化、所得向上等の経済の持続的な発展である。効果は、農 集落営農のねらいは、 農地の荒廃防止などが上げら 地域の活性化、高齢者の生き 集落との地域コミュニティの 農業・農村

な地域条件に即した簡易な生 里地棚田地域において、多様

> と考えている。 べて基準数値以下と良好であり、 現在の生息環境は水質、底質はす 力

うよう、平成13年より幼生飼育ボラガニと環境問題に関心も持ってもら ンティアを募集し、現在69名が登録 ブトガニの生息に適した環境である している。今後もこの制度を継続し、 カブトガニの里親制度は、 、カブト



支援を実施する予定である。 会を立ち上げ、地域農業の担い手を 育成、確保するため、きめ細やかな 今後は、担い手育成総合支援協議

環境保全

カブトガニの里親制度を問う

展状況を問う。 生育する環境はどうなっているのか。 年間どのくらい放流しているのか、 また、カブトガニの里親制度の進 津海岸で続けられているが、 現在カブトガニの放流が河原 (リベラル西条)

を実施している。 毎年6千匹から1万匹の放流

カブトガニは、

平成6年から

環境問題の啓発及び放流効果の拡大